

経営発展支援事業における新規就農者育成方針（長崎県）

策定：令和4年5月23日

改正：令和5年5月26日

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1 経営発展支援事業（以下、本事業）において、以下のとおり実施する。

1 本県農林行政の基本指針との位置づけ

本県では農林行政の基本指針として、令和3年度から「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」（以下、本計画）を策定し、次代につなげる活力ある農林業産地の振興と多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図ることで、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指し、各種施策を展開している。

本計画の展開方向の一つに、次代を支える農林業の担い手の確保・育成を位置づけ、農業就業人口の減少と高齢化が進む中、産業の担い手である認定農業者を確保し、持続可能な産地づくりを進めるため、新規学卒に加え、県内外からのU・Iターン者への就農支援を強化すること等により、新規就農者の増大を図っている。

2 新規就農者の確保に向けた課題、目標

就農希望者に対する就農情報の発信や相談窓口のワンストップ化の体制整備を図るとともに、就農希望者の研修などの受入態勢を整えた産地を登録する「受入団体等登録制度」の活用により、新規就農者数は増加している。

一方で、産業の担い手の中心である認定農業者は減少しており、さらに、65歳以上で後継者がいない認定農業者が約1割いることから、さらなる新規就農者の確保・育成が必要となっている。

このため、県では新規就農者を年間313人確保することを目標に取り組む。

3 新規就農者に対するサポート内容

（1）就農相談・情報発信

- ・県新就農相談センターが就農・就業相談のワンストップ窓口として、県内外において就農相談会やオンラインを活用した就農・就業相談を実施する。
- ・本県農林業で儲かっている農業者の姿や地域の魅力、支援制度などの情報発信に取り組む。

(2) 研修受入支援

- ・就農に必要な技術習得のための研修やハウス・機械等の経営資源のあっせんなど受入態勢を整えた産地や農業法人等を登録する「受入団体等登録制度」により、県内外から就農希望者を受入れ、育成する。
- ・就農希望者に対し、基礎研修と受入団体等のもとでの農家派遣研修を組み合わせた実践研修を実施する。

(3) 新規学卒者への支援

- ・農業高校、農業大学校等と連携し、若い世代に伝わるよう農林業の実態と魅力を発信し、就農意欲を高める取組を行う。

(4) 新規就農者の就農前後の支援

- ・就農前の研修後押しや就農直後の経営確立を支援する資金の交付、経営発展に必要な機械等を導入するため各種事業の活用を支援し、就農に係る初期投資の負担軽減を図る。

(5) 新規就農者のフォローアップ活動

- ・県（振興局）、市町、JA など関係機関で構成される地域就農支援センターが中心となり、新規就農者・就業者の技術や経営における課題解決に向けたアドバイスや指導を行うフォローアップ活動により、新規就農者・就業者の定着を図る。

4 本事業の交付対象者候補を選定するための県独自の要件

本県は交付対象者候補を選定するための独自の要件は設けない。ただし、国が定める交付要件を満たす必要がある。

5 県加算ポイントの設定

本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる都道府県ポイントとして、別紙のとおり県加算ポイントを設定する。

(別紙) 県加算ポイント

県加算ポイントとして、新規就農者（申請者）のうち優先して確保すべきと考える加算項目を県が定めて、その項目への取組に対して加算する。

具体的には就農時の経営基盤が弱いと考えられる移住やUターン者、県が認める研修機関での研修修了者等に加算する。

No.	項目	ポイント
①	人口減少対策のため、県外からの移住者 (ただし、No.②との重複不可)	3
②	農業に呼び戻すために県内の他産業等からの U ターン就農者 (ただし、No.①との重複不可)	3
③	県が認める研修機関での研修修了者	1
④	地域の青年農業者組織（4Hクラブ、JA青年部等）に所属している者	1
⑤	計画性を高めるため、事前に構想協議等で要望があった者	1
合計（最大）		6